

第10回八街市農業委員会総会

平成29年11月2日

八街市農業委員会

平成29年第10回農業委員会総会

平成29年11月2日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一 | 9. 藤崎 忠 |
| 2. 貫井正美 | 6. 林 和弘 | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行 | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助 |
| 4. 長野猛志 | 8. 山本重文 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 青木新一 | 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 |
| 2. 鵜之澤一行 | 8. 三須 浩 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 井口泰友 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	宮内清志
主 査	太田謙一	主査補	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について

報告第 3 号 軽微な農地改良の届出について

報告第 4 号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○岩品会長

平成29年第10回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先月中旬より長雨や台風の上陸、接近と悩ましい日が続きましたが、幸いにも大きな被害もなく、ほっとしているところでございます。今月は各地域で催しも計画され、また、19日には八街市の産業まつりもあり、秋晴れを願っているところでございます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、第4条、第5条、本体で17件、農用地利用集積計画3件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員の出席は18名です。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いします。

○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

10月20日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井班長、林委員、佐伯委員で行いました。

10月30日月曜日、午後1時半より、調査委員会現地調査及び転用事實現地調査を調査委員会第1班、長野班長、山本元一委員、藤崎委員、石井副会長、推進委員の保谷委員、高橋委員で行いました。

10月31日火曜日、午後1時半より、調査委員会面接を市役所第1会議室で調査委員会調査班第1班、長野班長、山本元一委員、推進委員の保谷委員、高橋委員で行いました。

同じく、同日でございますが、これも午後1時半からでございますが、ブロック別農業委員農地利用最適化推進委員合同研修会が神崎町の神崎ふれあいプラザ文化ホールで開催され、農業委員2名、推進委員13名の計15名にご参加いただきました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については、議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。

今月は、議席番号7番、佐伯委員、10番、石井副会長をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案書3ページをごらんください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、使用貸借、所在、八街字後野分、地目、畑、面積6,646平方メートルのうち、5,654.94平方メートルです。権利者事由、親から農地の使用貸借権の権利の移転を受け、引き続き後継者として農業に専念する。義務者事由、経営移譲年金受給のため、借りている農地の権利を後継者の子に移転する。

番号2、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積661平方メートル。権利者事由、農地の義務者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第4号、4番に関連しております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告を行います。議案第1号、2番については議案第4号、4番に関連していますので、後ほど議案第4号で担当区域の武田委員に調査報告をお願いします。

それでは、議案第1号、1番について、鶴之澤委員、調査報告をお願いします。

○鶴之澤委員

議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果について、ご報告いたします。

当該申請は、義務者が経営移譲年金を受給するために、後継者である息子に使用貸借権の移転により経営移譲するための申請であります。申請地については、位置は八街駅から直線距離にして北東方向2.5キロメートルのところの農地で、使用貸借面積は、5,654.94平方メートルです。公道や隣接する農地は、適切に境界が行われています。現況は耕作の跡が見られました。進入路は県道に接道しております。

次に、農地法第3条第2項の不許可の基準に該当するか否かについて報告いたします。権利者の所有している主な農機具はトラクター2台、トラック1台、耕運機1台です。労働力は権利者と世帯員2名で、年間農作業従事日数は、権利者が250日、世帯員2人合わせて450日です。また、技術力があり、面積要件については下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他参考になる事項としては、営農計画は露地野菜を主体とした育成、管理、販売を予定しております。通作距離は、自宅に隣接しているため、問題はありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項の各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号、1番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議案は調査委員会案件です。調査班第1班が担当いたしましたので、長野班長から報告をお願いします。

○長野班長

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1、所在、木原字西ノ台、地目、畑、面積3,213平方メートルのうち1,04平方メートル。申請者転用事由の詳細、引き続き自ら耕作を行い、あわせて、農地の上部で自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を継続したい。これは一時転用の継続申請であります。目的、営農型太陽光発電設備用地。この案件は調査班1班が担当しましたので、10月30日に現地確認調査をいたしました。調査班1班の私と山本元一委員、藤崎委員、副会長の石井委員、そして、担当地区の保谷推進委員と高橋推進委員、事務局から宮内主査、太田主査で行いました。翌10月31日に面接調査を行いました。調査は私と山本元一委員、担当地区の保谷推進委員、高橋推進委員、事務局から宮内主査、太田主査で市役所の第1会議室で行いました。申請者はご夫婦で出席していただきました。本申請は、3年前に営農型太陽光発電事業を始め、今年の12月に3年目を迎えるにあたっての見直し期限がありましたので、一時転用を継続申請ということで上げられました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南方向に2.5キロメートルの位置にあります。八街自動車教習所の向かい側辺になりますが、国道409号からの進入路はなく、木原入口交差点からの市道からの赤道に面して進入路が確保されておりました。農地区分としましては、事務指針の25ページ、②のaに該当するため、第1種農地として判断いたしました。この第1種農地の場合の事務指針29ページ、②のbによる例外に該当します。施設の概要は、パネル250ワットが864枚、杭が216本、支柱4本ということであります。まず、現地確認をしたところ、現在は、設備の間にブルーベリーの木が植えられておりましたが、太陽光発電設備の下にはシート状のものが敷かれて、草除けをされているような状況でありました。それで、面接のときにその状況を聞いたところ、今現在は、まだブルーベリーの苗木を作るための段階であって、これから設備下でブルーベリーの苗を作るというような予定になっております。それとともに、ブルーベリーだけではなく、ドウダンツツジの苗木も作りたいというようなこ

とで、準備をしているということでございました。その苗を作った時に、販売先についても、東金市と四街道市の流通センターとも打ち合わせを行っており、販売先についても準備をしているということです。そのブルーベリーは来年から、そして、ドウダンツツジについては来年以降に販売についてはなる予定だということです。また、育成についても、いろいろな方から協力をいただいて勉強をしているというところでもございました。ただ、気になったのは、現在、施設の周りには一応ネットのようなもので囲ってはありますが、ちょっと軽微なような気がしたので、今後その対応についてもしてもらえるようお願いをしたところでもございます。そして、最後に、営農があつての太陽光発電事業なので、今後もしっかり営農していただけるようお願いしました。

そして、最後に、確認事項といたしまして、次のようなことを確認していただきました。まず、1、一時転用期間は3年以内であること。2、営農の縮小、生産物の著しい劣化はないこと。3、毎年の営農状況を報告すること。4、営農が適切でない場合は撤去指導もあること。これらを確認・了解していただいたので、今回の一時転用継続申請については、調査班1班としては許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、これで質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、5ページをごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積373平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地。承継者の目的、資材置場用地。当初計画者の事由、専用住宅を建築する予定だったが、事情により計画を断念したため、当該許可済地を売却したい。承継者の事由、現在、土木建築業を営んでいるが、当該申請地近隣で事業の拡大を計画しているため、当該申請地を資材置場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は議案第

4号、1番に関連しております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第3号、1番は議案第4号、1番に関連していますので、後ほど議案第4号で担当区域の京増委員の調査報告を受けて採決します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、6ページをごらんください。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

まず、番号1は、議案第3号、1番に関連してご説明したとおりでございます。

続いて、番号2、所在、八街字屋敷添地先、地目、畑、面積784平方メートル。区分、売買。転用目的、建売分譲住宅3棟及び道路用地。転用事由、不動産業を営む権利者が建売分譲住宅3棟と道路を築造し、販売するものです。農地の区分は、用途地域に隣接し、市街化が見込まれる区域内にある農地との理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、所在、八街字九十九路地先、地目、畑、面積991平方メートル。区分、売買。転用目的、事務所、車庫及び倉庫用地。転用事由、現在、申請地の隣接地で大型自動二輪車の販売業を営んでいるが、事業拡張により手狭なため、当該申請地に事務所及び車庫等を設置し、事業の効率化を図りたいというものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、所在、八街字中土土地先、地目、畑、面積661平方メートルのうち0.35平方メートル。区分、一時転用の使用貸借です。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。なお、本件は議案第1号、2番に関連しております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号、1番及び関連します議案第3号、1番について、京増委員、調査報告をお願いします。

○京増委員

議案第3号、1番、議案第4号、1番は関連する案件として、一括して調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北へ約3キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資対象となっていない

い小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の28ページ、⑤、(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということですが、申請面積は373平方メートルであり、資材内容は木材200本、断熱材200枚等となっており、面積は妥当であると思われます。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。申請地は権利移転に対して支障になるものではありません。次に、周辺農地への支障ですが、鉄パイプを立てネットを張って管理する計画となっており、周囲に隣接する農地もありませんので、支障はないものと思われます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は、業務拡大にあたり、資材供給の円滑化及びコスト管理の理由のため、当申請地に資材置場を確保したいとの理由もあり、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらの立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号、2番及び3番についてを青木委員、調査報告をお願いします。

○青木委員

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案第4号、2番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北へ700メートルに位置し、周辺は住宅地で、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針の27ページ、⑤の(a)の(イ)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅3棟の用地ということです。申請面積は道路地を含み784平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては自己資金で賄う計画となっております。申請地権利移転に対して支障となるものではありません。事業計画ですが、用水は市営水道、雨水は浸透システム、汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、側溝に放流するとのことです。造成計画としては、周囲にブロック積み、道路はアスファルト舗装をして、側溝を布設するそうです。また、工事中、通勤・通学の時間帯には資材の搬出入は行わないようにするとのことです。権利者は市内を中心に建売住宅事業を展開しており、申請地近隣は建売住宅の需要も多いとのことからも、事業の妥当性について認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

続きまして、議案第4号、3番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より東へ400メートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針の27ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地は、隣接地で大型自動車二輪の販売を営んでいるとのことで

すが、事業拡張により手狭になったため、申請地に事務所及び車庫等を設置して事業の効率化を図りたいとのことです。申請面積は991平方メートルで、整地する程度で済むということです。資金につきましては自己資金で賄うということです。雨水は敷地内で浸透させ、生活排水は既存の排水設備に接続するとのことです。周辺農地は、義務者の所有農地であるため、何ら支障のないものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われま

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第4号、4番及び関連します議案第1号、2番について、武田委員、調査報告をお願いします。

○武田委員

議案第4号、4番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より西方向に約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、農業振興地域整備計画における農地ですので、事務指針25ページの①に該当するため、農用地域内にある農地と判断し、事務指針29ページ、①の㊸による例外と判断しました。

次に、一般基準について、営農型太陽光発電設備用地ということですが、申請面積は0.35平方メートル。パネル202枚、杭74本、支柱1本であり、面積は妥当と思われま

す。資金の確保については自己資金及び借入金で賄う計画となっております。事業計画について、造成や埋め立て等はせず、設置作業の効率化を目的とした整地のみを行います。用水はなし。雨水は敷地内で自然浸透。汚水、排水はなし。防災計画は、工事中、接道を通

行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物進入を防ぐため、素掘り側溝を設置する。日照については、太陽光パネルが約2メートルの高さにあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光設備に空間があるため、問題はありません。近隣への被害防除対策は、隣接する方面の草刈り管理で、ダイカンドラの他への進入を防ぐことになっておりますので、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないと思われま

す。事業計画について隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ですが、土地改良区の意見として、いまだ事業が立ち上がっておらず、土地改良区の施設もないため、やむを得ないものと判断しています。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われま

す。続きまして、関連しております議案第1号、2番の農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に関わる営農条件に支障がないため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に

関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分に合わせる

定については会長専決で処理してはどうかと思います。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、ただいま報告のありました1番から4番までの質疑をお願いします。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号、1番及び関連します議案第3号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番及び議案第3号、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、3番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、4番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定します。

続きまして、議案第4号、4番に関連します議案第1号、2番についての担当推進委員の調査報告は許可相当です。ただし、この申請は農地法第5条の一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ会長専決としてはどうかとの意見がありました。今後の事務処理については会長専決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

異議がなければ、今後の事務処理については知事の処分にあわせて会長専決とします。

次に、調査委員会案件です。

次に、議案第4号、5番から13番についてを議題とします。

この議案は調査委員会案件です。調査班第1班が担当しましたので、長野班長から報告をお願いします。

○長野班長

続きまして、議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請について、5番から13番までは同一の関連事業案件なので、一括して報告させていただきます。

まず、5番、区分、一時転用、所在、用草字花口、地目、山林現況畑、面積、4,016平方メートルのうち961.36平方メートルほか1筆、2筆合計1,017.36平方メートル。

続きまして、6番、区分、一時転用、所在、用草字花口、地目、山林現況畑、これは実測で報告します。面積、4,956.38平方メートルのうち4,106.20平方メートル。

7番、区分、一時転用、所在、用草字矢ノ作、地目、山林現況畑、面積、52平方メートルほか1筆、合計2筆の面積、402.02平方メートル。

8番、区分、一時転用、所在、用草字矢ノ作、地目、山林現況畑、面積、975平方メートルのうち423.85平方メートル。

9番、区分、一時転用、所在、用草字矢ノ作、地目、畑、面積、975平方メートル。

10番、区分、一時転用、所在、用草字矢ノ作、地目、山林現況畑、面積、876平方メートル。

11番、区分、一時転用、所在、用草字矢ノ作、地目、山林現況畑、面積、975平方メートル。

12番、区分、一時転用、所在、用草字矢ノ作、地目、畑、面積、4,049平方メートルのうち1,182.67平方メートルほか1筆、2筆合計が1,284.9平方メートル。

13番、区分、一時転用、所在、用草字矢ノ作、地目、畑、面積、2,978平方メートルのうち89.98平方メートル。

権利者の転用目的は農地造成です。転用事由は、申請地は傾斜地及び窪地で耕作に支障があることから、造成により耕作しやすい農地にして農業を継続したいというものでございます。

調査班1班として、まず、10月30日に現地の確認調査を行いました。調査には、担当の私と山本元一委員、藤崎委員、副会長の石井委員、そして、担当地区の高橋推進委員と保谷推進委員、事務局から宮内主査、太田主査で行いました。そして、翌31日にこの市役所第1会議室において面接調査を行いました。その調査には、私と山本元一委員、そして、担当地区の高橋推進委員と保谷推進委員、事務局から宮内主査と太田主査、そして、関連機関となる農政課から1名、環境課から1名、道路河川課から2名、そして、申請者側から、権利者、義務者が代表で1名、代理人ということで、3名で行いました。

それでは、この調査についての調査報告をしたいと思います。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南西方向に約6キロメートル、クリーンセンターから南西方向に約1キロメートルの位置にあります。八街市道に面しており、進入路は確保

されております。農地区分としては、農振農用地の場合、事務指針29ページ、①の㉔の(ア)による例外に該当します。第1種農地の場合、事務指針29ページ、②の㉔による例外に該当するので、第1種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は3年間における一時転用で、転用用途は農地造成であります。5番から13番の畑としての面積は1万150.31平方メートルであり、山林を含めた合計が3万7,949平方メートルでありました。資金については自己資金で賄う計画であります。また、申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものもありません。周辺農地の営農条件への支障については、隣接地に対して小堰堤、土手のようなものだと思いますけれども、それを周りにめぐらせ、雨水、土砂の流出を防ぎ、また、調整池を2カ所設置して、そちらの方に流入させる予定であります。また、その調整池の法面には張芝で対応して、保護する予定であります。造成は天地返しで行い、表土を用地内に山積みにしておき、外部からの土の搬入は、大多喜町の太陽光発電施設の工事現場からの第1種から第3種の流用残土約5万立方メートル。これは、10トンダンプに換算しますと約8,300台強というものです。現場から切土約2万立方メートル、計7万立方メートルで行います。整地後、表土を70センチの厚さに戻して、農地に復元する予定です。山林部分については、伐採し、抜根し、搬出して、その後、クヌギを植林する予定になっております。なお、事業計画においても、既に近隣住民への説明も終わり、300メートル以内の隣接している人には個別に説明を行い、了解を得ているということであります。また、申請地は土地改良受益地ではありません。日照、通風の支障もありません。申請者は許可後速やかに工事に入る予定であります。また、義務者9名も、農地に復元後は落花生やブルーベリー等を作付けする計画で、農地復元誓約書も提出されております。また、工事中についても、通学路になっているために、安全対策には十分注意をするということでした。また、その他確認事項といたしまして、特定事業との手続の状況によっては、事前協議中であるということ、林地開発との手続状況は、審議会は終了していると。赤道については道路河川課と協議をしていくということでございます。

以上のことから、他の法令の認可を条件といたしまして、調査班1班としては許可相当ではないかと判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、これで質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号、5番から13番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○岩品会長

挙手多数ですので、5番から13番については他法令との調整を条件に許可相当で決定します。

会議中ですが、ここで20分の休憩をします。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時32分

○岩品会長

会議を再開します。

議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

では、議案書9ページをごらんください。議案第5号、農用地利用集積計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年10月16日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字立合松西及び立合松北、地目、畑、面積、計4筆の合計2万677平方メートルです。利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

番号2、所在、八街字立合松西、地目、畑、面積、1万3,150平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

番号3、所在、八街字立合松西、地目、畑、面積、2筆合計3,699平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から番号3までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号、1番から3番について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番から3番は承認することに決定します。

次に、報告第1号から第4号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

10ページをごらんください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につい

て、ご説明いたします。

本件は、農地法第3条の許可をもって賃貸借を行っていた農地におきまして解約の申し出があったものです。

番号1、所在、八街字立合松北、地目、畑、面積、2筆合計5,015平方メートルです。合意の成立日、土地引き渡し時期、ともに平成29年9月30日です。

以上です。

○岩品会長

次に、報告第2号を太田主査、お願いします。

○太田主査

それでは、11ページをごらんください。報告第2号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字立合松北地先、地目、山林現況畑、面積、5,424平方メートルのうち9平方メートル。目的、耕作道用地、事業内容、道路から農地へ出入りするための耕作道（進入路）を整備するというものです。

以上です。

○岩品会長

次に、報告第3号を太田主査、続いてお願いします。

○太田主査

それでは、12ページをごらんください。報告第3号、軽微な農地改良の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、東吉田字堂ノ前地先、地目、田、面積、487平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋め立てを行うものであります。工事の期間は届出日から平成30年2月28日までです。

以上です。

○岩品会長

次に、報告第4号を宮内主査、お願いします。

○宮内主査

では、最後のページ、13ページをごらんください。報告第4号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

本件は報告第1号で説明したものと関連しておりまして、利用集積において個人名義で借りていた農地を法人名義で借りるための手続によるものです。

番号1、所在、八街字立合松西及び立合松北、地目、畑、面積、4筆合計2万719平方メートルです。合意の成立日、土地引き渡し式、ともに平成29年9月30日となっております。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号から第4号につきましては報告事項でありますので、事務局の説明を

もって終了しますが、何か質問はございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題の審議は全て終了しました。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時38分)

議事録署名人

議 長

7 番

1 0 番